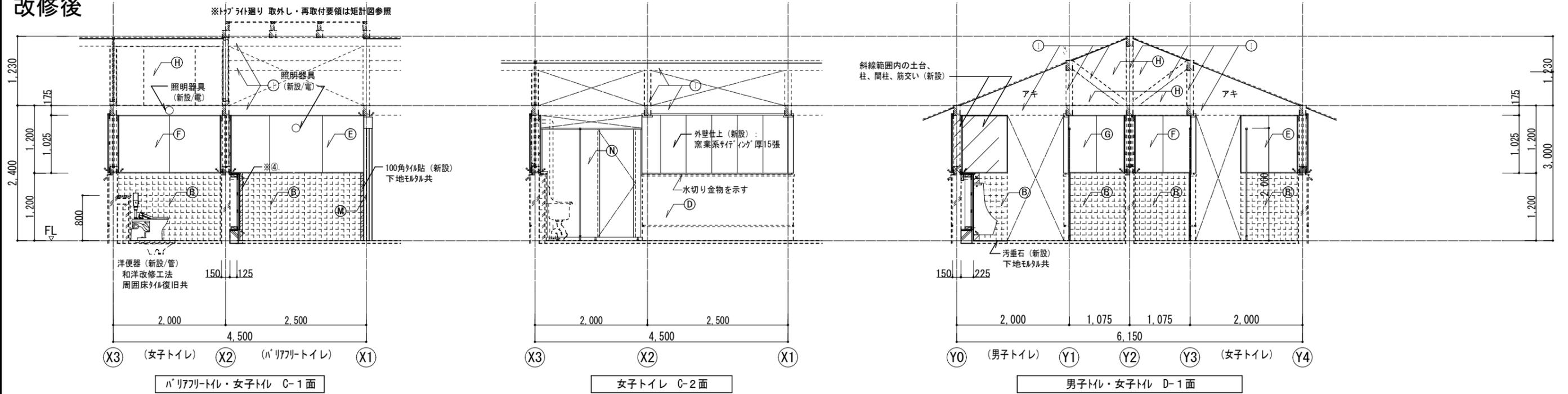


改修後



(A) 床: 既存100角タイルのまま、床タイル洗い(洗剤使用)、撤去箇所(同材で復旧)	(H) 壁ケイ酸カルシウム板部: 既存下地調整の上EP塗(新設)
(B) 腰壁 100角タイル部: 既存のまま、撤去箇所(同材で復旧)	(I) 柱、梁・桁 表し部: 既存下地調整の上 木材保護塗料塗
(C) 腰壁 ラインガ CB積み 100角タイル部: 既存のまま	(J) 天井: 軒天ボード(塗装品)厚6 目透し張(新設)
(C3) 腰壁 ラインガ 撤去部: 木軸、構造用合板厚12+セパ材'ド'厚12.5の上 100角タイル貼(新設)	(K) 荷物台 杉集成材部: 既存下地調整の上 木材保護塗料塗
(D) 腰壁 コンクリート打放し部: 既存のまま	(L) 面台'リッ'-部: 既存のまま
(E) 壁: 胴縁下地 構造用合板厚12+不燃化粧板厚3張(新設)	(L3) 面台: 人造石(新設)
(F) 壁 杉板張部: (E) の仕様にする	(M) スチール 上吊片引き'ド'(新設)
(G) 壁 成形板部: (E) の仕様にする	(N) トイレ'ス'(新設)

(改修前 凡例、特記事項)

内装改修箇所は、左記斜線の範囲、下記及び特記箇所

※④ ツルギ材を示す(新設)

・特記なき限り、実線表示部は新設、点線表示部は既存流用とする。

※④ 壁タイル浮き等の撤去箇所(同材で復旧)

・上記以外のタイル撤去箇所(同材で復旧)

(電) 電気工事、(管) 管工事

ステンレス製(SUS304) HL仕上
W300xH300xD20 プレート箱曲加工
ピク、文字表記部 エッチング処理の上焼付塗装

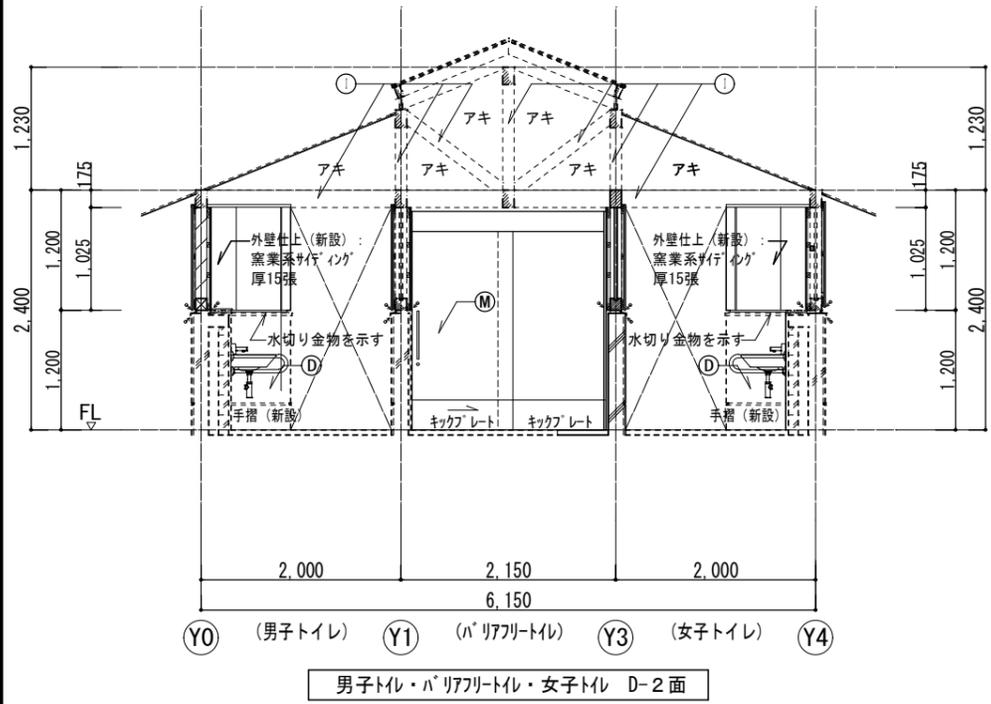
カッティングシート
W400xH400
ピク、文字表記部 インクジェット印刷

女子トイレ

男子トイレ

バリアフリートイレ
どなたでもご利用
できます

サイン詳細図 S=1/10



手摺 参考図									
洗面器用手摺	男子・女子トイレ	小便器用手摺	男子トイレ	洋便器用手摺	男子・女子トイレ	洋便器用手摺	バリアフリートイレ	可動式手摺	バリアフリートイレ
腰掛便器用手摺 P型	4箇所	小便器用手摺	1箇所	腰掛便器用手摺 L型	3箇所	腰掛便器用手摺 L型	1箇所	可動式手摺 はね上げ・ロック付	1箇所
ステンレス製 樹脂被覆タイプ 固定金具共		ステンレス製 樹脂被覆タイプ 固定金具共		ステンレス製 樹脂被覆タイプ 固定金具共		ステンレス製 樹脂被覆タイプ 固定金具共		ステンレス製 樹脂被覆タイプ 固定金具共	
L=550 34φ		W=600 D=550 H=470 34φ		L=700 D=120 H=700 34φ		L=700 D下=230 D上=380 H=700 34φ		L=700 34φ	
参考品番(TOTO): T112CP26		参考品番(TOTO): T112CU22		参考品番(TOTO): T112CU10		参考品番(TOTO): T112CLS VNTOK(オダ-品)		参考品番(TOTO): T112HK7	
参考品番(LIXIL): KF-316AE70J		参考品番(LIXIL): KF-701AEJ		参考品番(LIXIL): KF-920AE70D12J		参考品番(LIXIL): - ※D下=230の対応不可		参考品番(LIXIL): KF-471EH70J	

記号	室名		数量	AD		TB		TB		TB																																																																																																														
	既存/新設 (改修/増設内容)			1箇所	1箇所	2箇所	1箇所																																																																																																																	
姿図	バリアフリートイレ 既存 アルミドア (撤去)		1箇所	バリアフリートイレ 既存 アルミドア (撤去)		1箇所	女子トイレ 既存 トイレ (撤去)		2箇所	女子トイレ 既存 トイレ (撤去)		1箇所																																																																																																												
	形式	見込	アルミ 上吊り引きドア	35	トイレ	40	トイレ	40	トイレ	40																																																																																																														
	ガラス	仕上	アルミフレーム、枠：アルミ押出型材、戸袋芯材：PVC-加工材		アルミフレーム、枠：アルミ押出型材、戸袋芯材：PVC-加工材		アルミフレーム、枠：アルミ押出型材		アルミフレーム、枠：アルミ押出型材																																																																																																															
	金物		ステンレス引手、引戸表示錠・大型サムターン付		ステンレス製笠木、ラバーヒンジ、ラバートリストライク、ステンレス製巾木		ステンレス製笠木、ラバーヒンジ、ラバートリストライク、ステンレス製巾木		ステンレス製笠木、ラバーヒンジ、ラバートリストライク、ステンレス製巾木																																																																																																															
備考		枠共 撤去		戸当り付帽子掛け		戸当り付帽子掛け																																																																																																																		
姿図	バリアフリートイレ 新設 スチールドア (新設)		1箇所	男子トイレ 新設 トイレ (新設)		1箇所	女子トイレ 新設 トイレ (新設)		2箇所	女子トイレ 新設 トイレ (新設)		1箇所																																																																																																												
	形式	見込	新設/ スチール 上吊り引きドア (袖パネ付)	枠150 厚40	新設/ トイレ	16	新設/ トイレ	16	新設/ トイレ	16																																																																																																														
	ガラス	仕上	垂鉛メッキ鋼板の上、アクリル樹脂焼付塗装		メラミン樹脂積層板		メラミン樹脂積層板		メラミン樹脂積層板																																																																																																															
	金物		SUS引棒 (抗菌)、自閉装置、ガラリ、付属金物一式		コーナー・端部材等：アルミ型材、ヒンジ、表示錠、帽子掛戸当り		コーナー・端部材等：アルミ型材、ヒンジ、表示錠、帽子掛戸当り		コーナー・端部材等：アルミ型材、ヒンジ、表示錠																																																																																																															
備考		キックプレート (SUS304) W、H寸法は原寸により微調整すること		笠木：ステンレス製、支持脚：ステンレス製		笠木：ステンレス製、支持脚：ステンレス製		笠木：ステンレス製、支持脚：ステンレス製		両端部TB-N2に固定																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th colspan="2">室名</th> <th>数量</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>既存/新設 (改修/増設内容)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">姿図</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形式</td> <td>見込</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>仕上</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金物</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													記号	室名		数量											既存/新設 (改修/増設内容)														姿図																											形式	見込												ガラス	仕上												金物													備考													
記号	室名		数量																																																																																																																					
既存/新設 (改修/増設内容)																																																																																																																								
姿図																																																																																																																								
	形式	見込																																																																																																																						
	ガラス	仕上																																																																																																																						
	金物																																																																																																																							
備考																																																																																																																								
徳島県県土整備部営繕課				●工事名 R5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事				●図面番号 A-13				株式会社 野田木内	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4																																																																																																											
				●図面名 改修前 改修後 建具表				●縮尺 1/50				一級建築設計事務所	TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045																																																																																																											
												一級建築士事務所登録 第81089号	一級建築士登録 第149503号 野田 史																																																																																																											

工事名		R5営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事												概略 工程表													
工事箇所		徳島市南出来島町1丁目				構造・規模		木造 平屋建		延面積		26.70 m ²															
工事区分		1ヶ月目				2ヶ月目				3ヶ月目				4ヶ月目				5ヶ月目				6ヶ月目				備考	
【仁心橋トイレ改修工事】		準備・調査		周知				桁下仮設設置				桁下仮設撤去				足場撤去				検査・手直し				※工事開始半月前から周知させる ※阿波踊り後の着工			
0. 準備、仮設 他		各 施工計画書・施工図等				仮囲い・現場事務所		支保工				支保工						仮囲い等撤去									
A. 仮設																											
B. 外部改修						撤去(軒天、一部土台・外壁、AD他)		新設(軒天、一部土台復旧、外壁サイディング、SD他)		塗装				トップライト再取付、屋根高圧水洗浄		サイン取付											
C. 内部改修						撤去(天井、一部ライニング・物置台、トイレ等)		新設(天井、壁、ライニング壁他)		トイレアース新設、塗装 美称、書類				床高圧水洗浄(ボア共)													
D-(1). 電気設備改修工事						撤去(照明器具盤他)		配線・配管新設(照明器具・コンセント用)		新設(照明器具他)		調整、書類															
D-(2). 機械設備改修工事						撤去(衛生器具・配管他)		配管新設		新設(衛生器具)		調整、書類															
※注意事項		※仮設設置時から、検査後手直し完了までの間、トイレ使用不可(約4.5ヶ月 張り紙告知対応必要)																									

III. 電気設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式
太陽光発電装置	常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型） パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

3. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2 章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - ・設計用水平地震力
 - 機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・設計用鉛直地震力
 - 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・施設の種類、地域係数
 - ・施設の種類（ ・ 特定の施設 ○ 一般の施設 ） ・ 地域係数（ ○ 1.0 ・ 0.9 ）
 - ・重要機器
 - ・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
 - ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度	特定の施設		一般の施設		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- (2) 質量100kg以下の軽量の機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

- (1) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (2) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。

3. その他共通事項

- (1) 配管工事
 - ・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
 - ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
 - ・ 屋外の金属製防水形プルボックスは、（ ・ ステンレス製 ○ 樹脂製 ）とし、（ ・ メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ○ 無塗装 ）とする。
 - ・ 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 配線工事
 - ・ 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。
- (3) 塗装工事
 - ・ 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ○ トイレ内 ）
 - ・ 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (4) 配線器具
 - ・ 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（ ○ 新金属製 ・ 樹脂製 ）とする。
- (5) 支持金物等
 - ・ 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- (6) 用途別表示
 - ・ 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（標仕<2>2.2.10、<2>2.12.5）
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・ カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (7) その他
 - ・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3 章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

4 章 その他

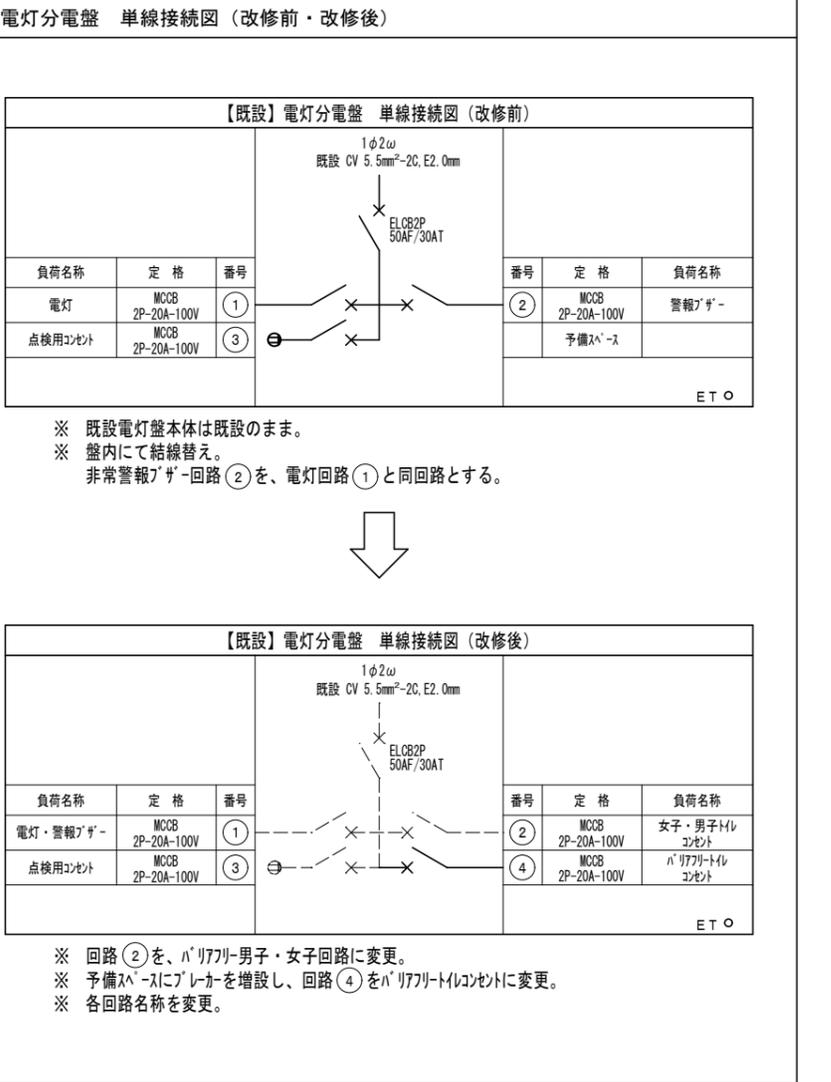
1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備 考
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
”（和室）	床上～中心	150	
”（台上）	台上～中心	150	
”（土間）	床上～中心	800～1,300	
”（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
”（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
”（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
”（外部受付）	床上～中心	標準図による	
”（モニタ付）	床上～中心	1,400	
”（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
”（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す

2. 配線図記号

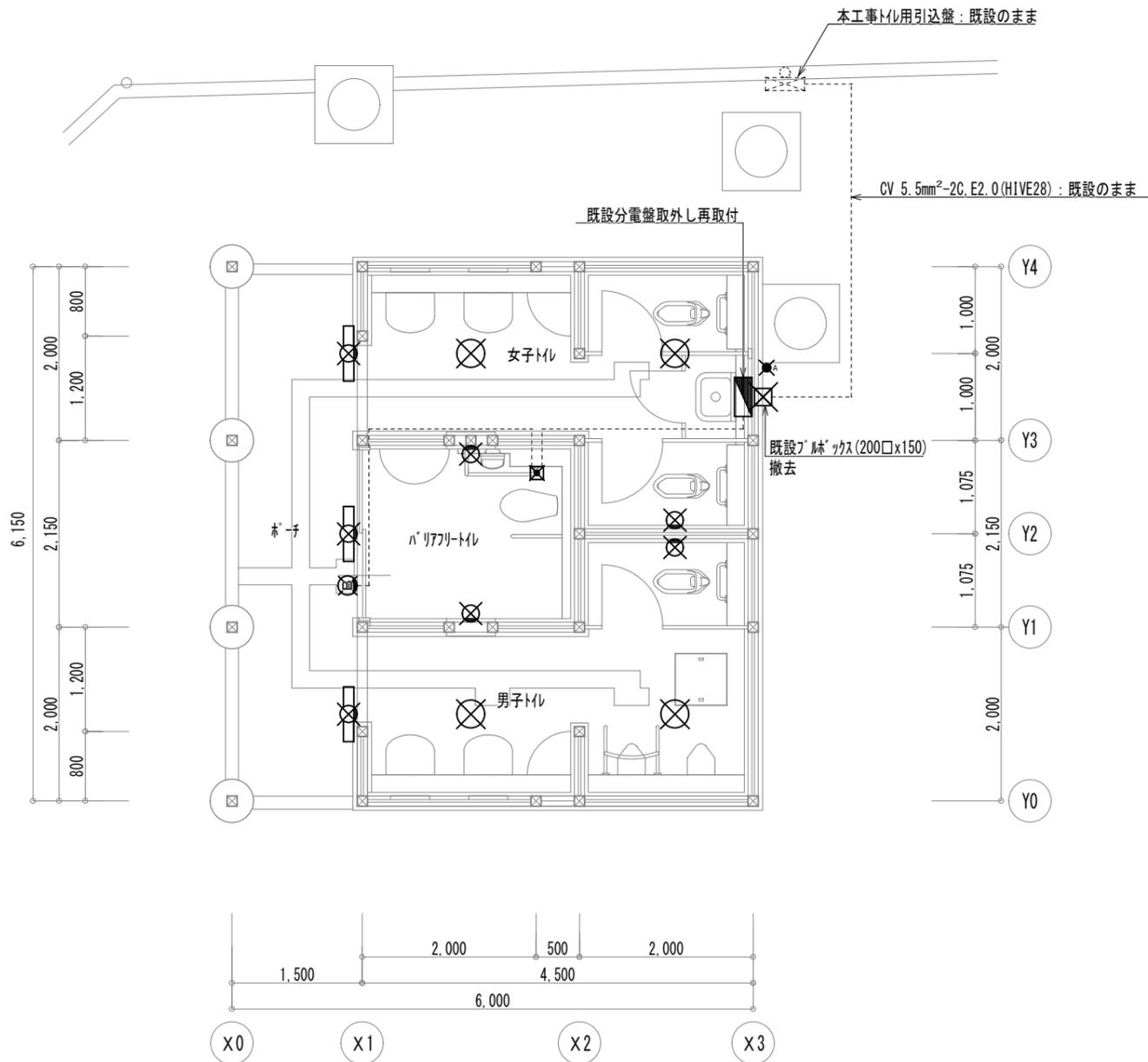
- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 - (G16) (G22) …… 厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
 - (16) (22) …… PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。
 - (19) (25) …… ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。



- ※ 既設電灯盤本体は既設のまま。
- ※ 盤内にて結線替え。
- ※ 非常警報ブザー回路②を、電灯回路①と同回路とする。



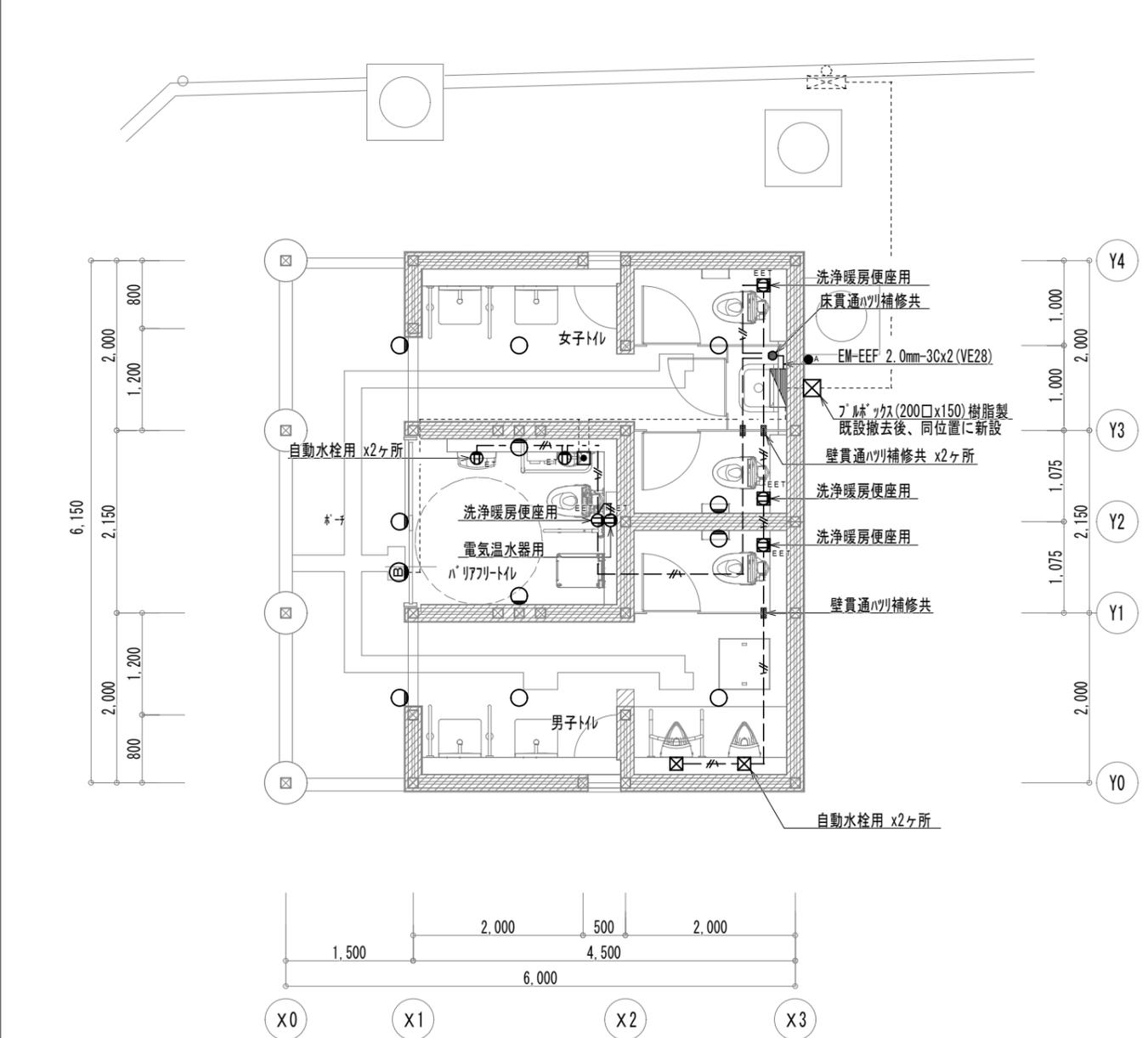
- ※ 回路②を、バリアフリー男子・女子回路に変更。
- ※ 予備入-スにブレーカを増設し、回路④をバリアフリーコンセントに変更。
- ※ 各回路名称を変更。



改修前 平面図

【凡例】

○	照明器具 (ﾌﾟﾗｸｯﾄﾗｲﾄ FCL15Wx1)
○	照明器具 (ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ FCL30Wx1)
○	照明器具 (ﾌﾟﾗｸｯﾄﾗｲﾄ FL10Wx1)
⊕	ﾗﾝﾌﾟ付警報ﾌﾗｯｶﾞﾞｰ
■	非常用押釦
●A	EEｽｲｯﾁ (受台共)
×	撤去を示す。
---	点線は、既設のままを示す。



改修後 平面図

※ 照明器具、警報ﾌﾗｯｶﾞﾞｰ及びEEｽｲｯﾁは既設撤去後、同位置に新設。

【資図】 (参考品番はパナソニック)

○ ○	シーリングライト 100形相当	⊕	警報ランプ付ﾌﾞｻﾞｰ	○	照明器具 (資図参照)
		参考品番	EA5501	⊕	警報ﾗﾝﾌﾟ付ﾌﾞｻﾞｰ (資図参照)
				■	非常用押釦 (ON保持型 6A300V) 新金属ﾌﾟﾚｰﾄ共
				●A	電子EEｽｲｯﾁ (ﾌﾞﾗﾝｸﾞｲﾝ AC100V10A 受台共)
				⊕EEET	埋込ｺﾝｾｯﾄ (2P15Ax1 E+ET) 新金属ﾌﾟﾚｰﾄ共
				⊕2E	埋込ｺﾝｾｯﾄ (2P15Ax2 E付) 新金属ﾌﾟﾚｰﾄ共
				⊕ET	埋込ｺﾝｾｯﾄ (2P15Ax1 +ET) 新金属ﾌﾟﾚｰﾄ共
				⊕ET	埋込ｺﾝｾｯﾄ (2P15Ax1 +ET) 新金属ﾌﾟﾚｰﾄ 露出ﾌﾞｯｸｽ共
				⊗	ﾌﾟﾗｸｯﾄﾌﾞｯｸｽ
				—/—	EM-EEF 2.0mm-3C (VE22) ﾋﾞｯﾄ内、露出部
				—/—	EM-EEF 2.0mm-3C (PF22) 壁内隠ぺい部
				---	点線は、既設を示す。

III. 機械設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1>1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

3. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

4. 総合試運調整

- 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運調整法 2.1、2.2を参考にする。）
 - 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定
 - 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2 章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の種類、地域係数
 - 施設の種類（ ・ 特定の施設 ○ 一般の施設 ） ・ 地域係数（ ○ 1.0 ・ 0.9 ）
 - 重要機器
 - 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ ）
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 配管工事

- 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
給水	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
排水・通気	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
給湯	○ 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6776	HT、IHT

（注）表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

5. 保温・塗装工事

- 塗装工事
 - 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（ ・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・ ）
 - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ○ トイレ内 ）
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
 - 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

6. その他共通事項

- 支持金物等
 - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- 用途等の表示
 - 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
なお、屋外及び水気のある場所（弁柵内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 制御配線、計装配線等
 - 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3 章 衛生器具設備

1. 小便器用節水装置

図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
形式 ○小便器一体型 ・小便器分離型
方式 ・個別感知の電源種別（○ AC電源 ・ ）

2. 自動水栓

電源種別（ ・ AC電源 ○自己発電 ・ ）

3. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

4. 施工

- 衛生器具をコンクリート又はれんがが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2.1.1）
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

4 章 給水設備

1. 配管材料等

- ビニル管の接合方法は（ ○ 接着接合 ・ ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする） ）とする。
- 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 弁類

- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。

5 章 給湯設備

1. 配管材料等

- 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事

●図面番号 機特-01

●図面名 機械設備工事特記仕様書

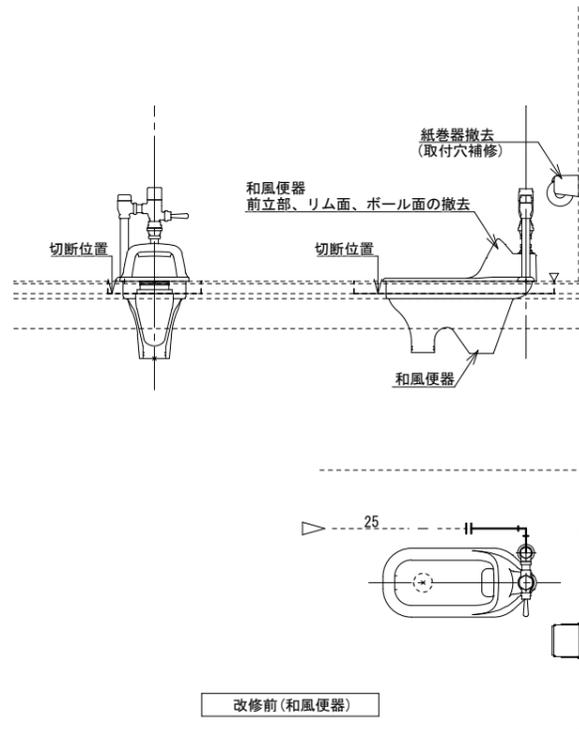
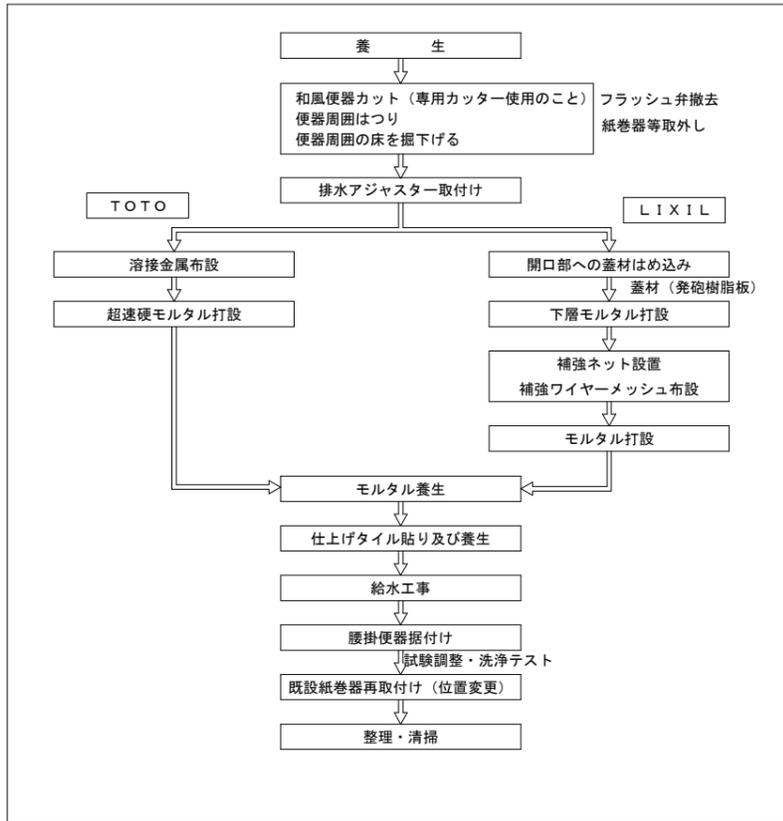
●縮尺 —

 株式会社 野田木内
一級建築設計事務所

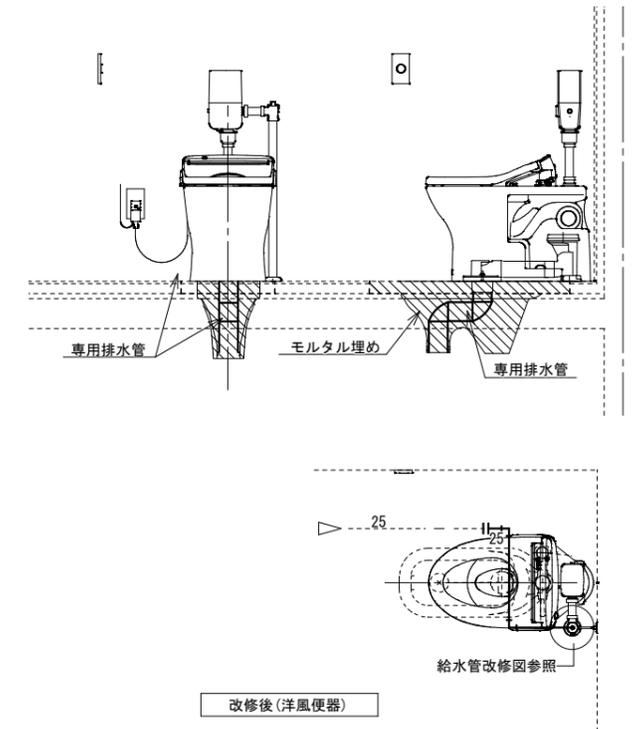
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第81089号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

和洋改修工法 (TOTO: 和洋リモデル工法・LIXIL: 和洋改修ネット工法)

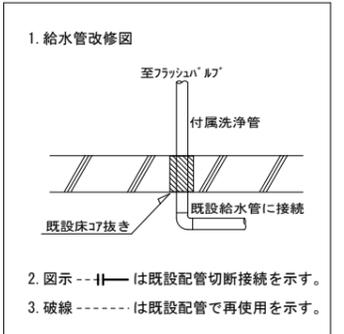
和洋改修工法 (メーカー標準工法: 参考工程)



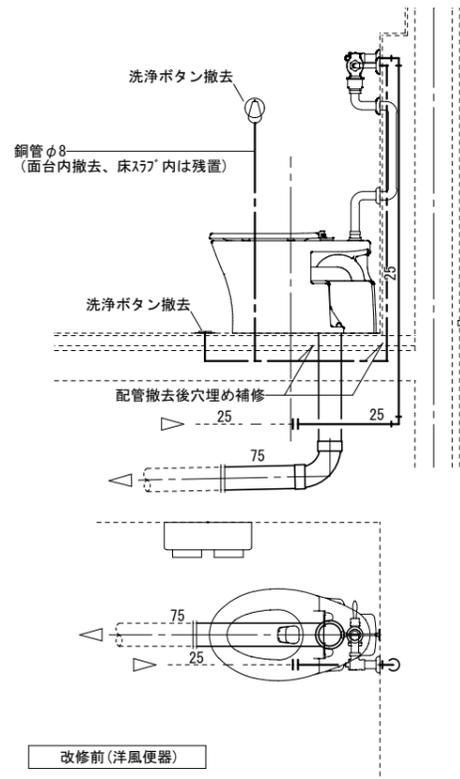
改修前(和風便器)



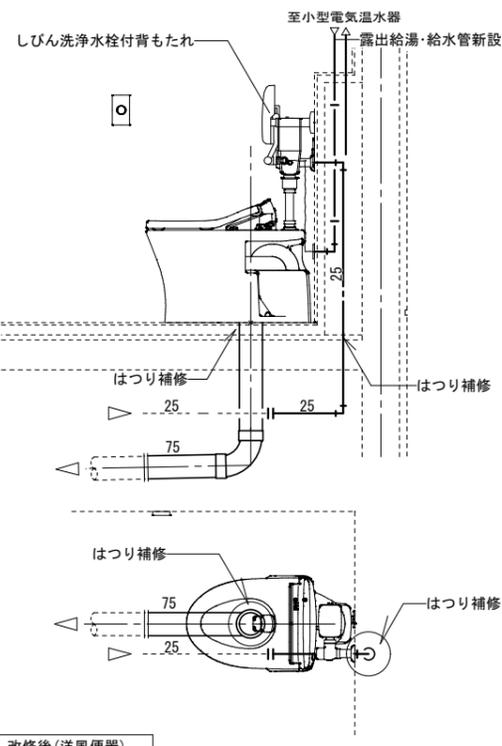
改修後(洋風便器)



便器本体取替え



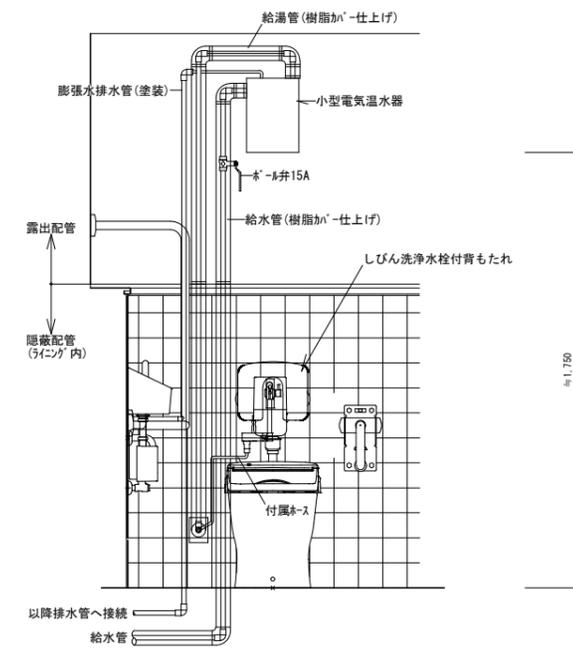
改修前(洋風便器)



改修後(洋風便器)

※ボタン類撤去後のタイル補修は建築工事とする。

小型電気温水器廻り配管施工要領参考図



撤去器具リスト

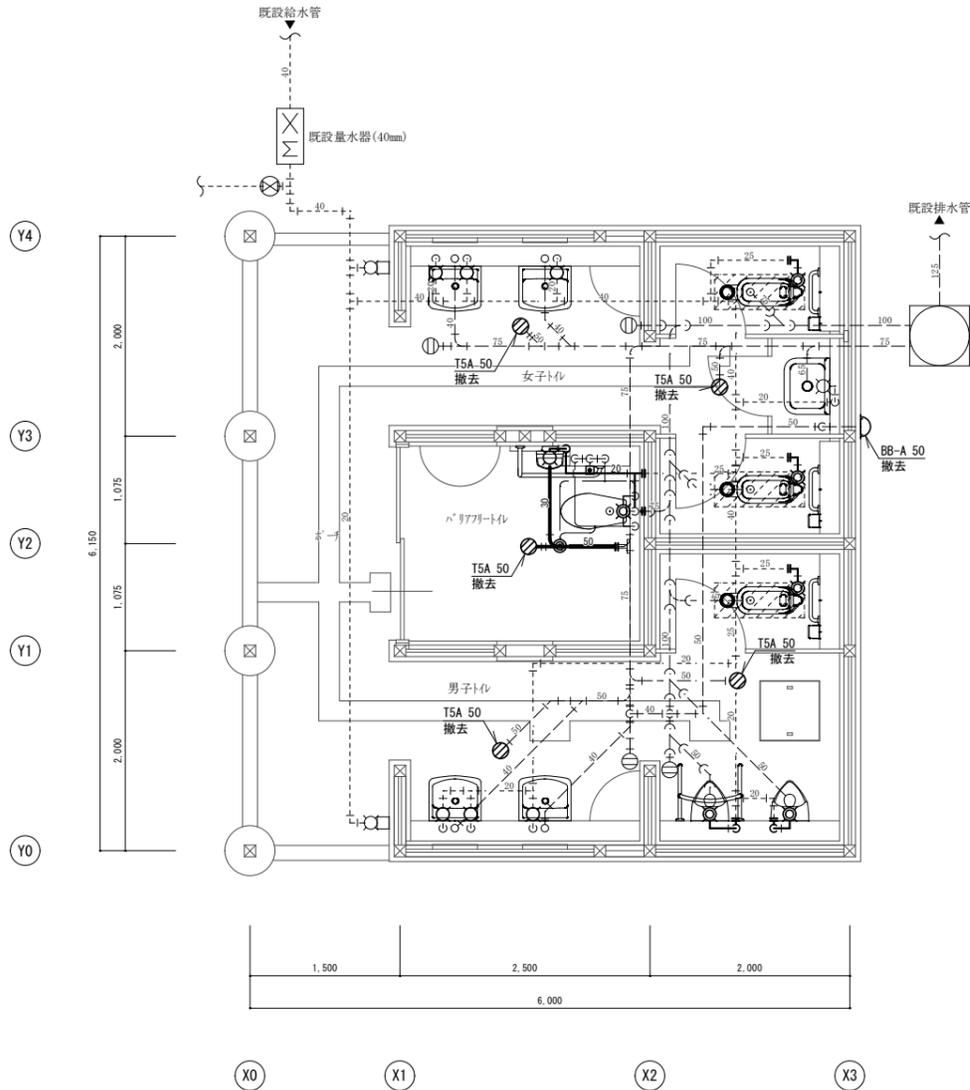
女子トイレ		男子トイレ		バリアフリートイレ	
和風大便器 (洗浄弁共) ※和洋リフォーム工法による	2	和風大便器 (洗浄弁共) ※和洋リフォーム工法による	1	洋風便器 (FV式) (洗浄弁 2ヶ所)	1
洗面器	2	小便器 (床置)	2	手洗器	1
紙巻器	2	洗面器	2	紙巻器	1
給水栓 (掃除用)	1	紙巻器	1		
		給水栓 (掃除用)	1		

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと

改修前 → 改修後

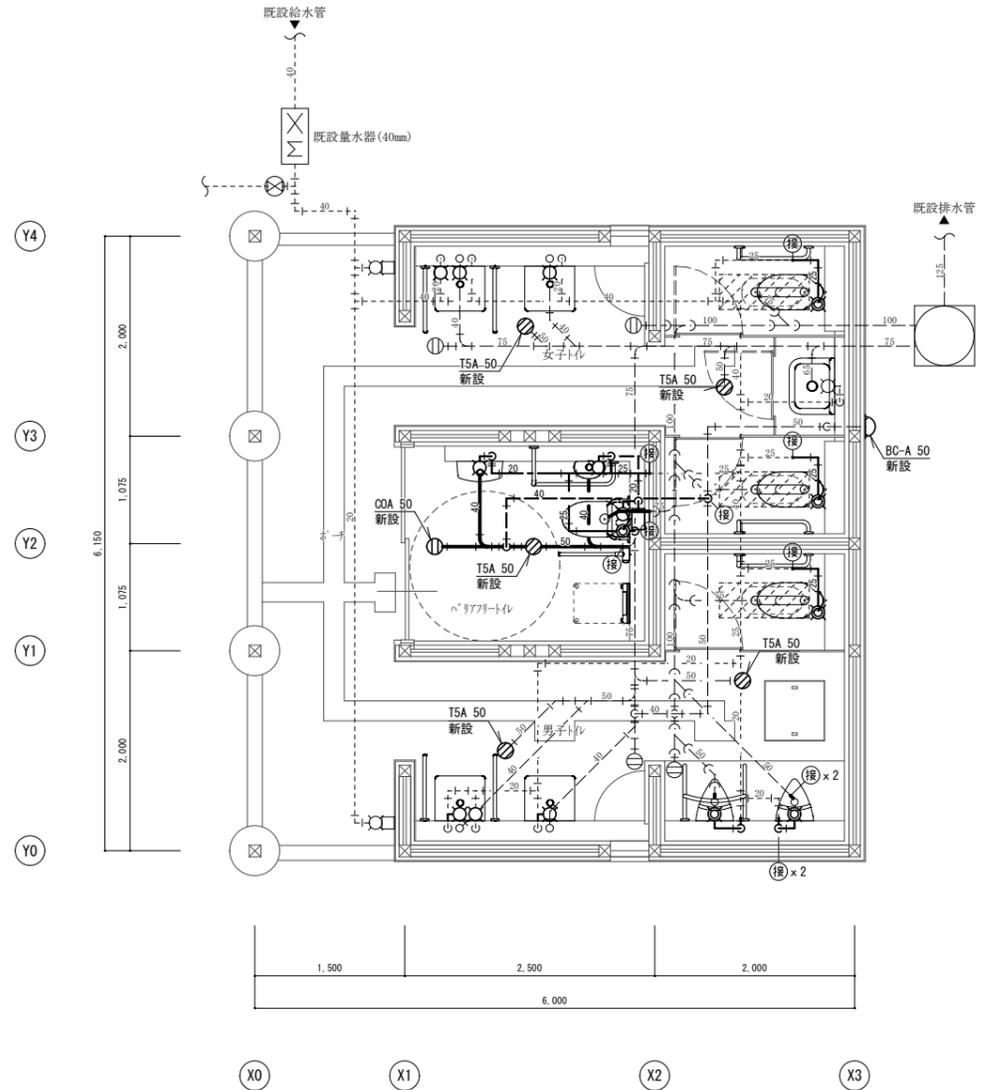
新設器具リスト

女子トイレ		男子トイレ		バリアフリートイレ	
洋風便器 (A)	2	洋風便器 (A)	1	洋風便器 (B)	1
(和洋リフォーム工法)	(2)	(和洋リフォーム工法)	(1)	手洗器 (A)	1
洗面器	2	小便器	2	手洗器 (B)	1
横水栓 (ホース接続形)	1	洗面器	2	L型手すり	1
		横水栓 (ホース接続形)	1	可動手すり	1
				しびん洗浄水栓付背もたれ	1
				フィッティングボード	1
				小型電気温水器	1



【改修前】 平面詳細図 1/50

[注記]
 ・ 図中濃線 (太線) 配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修 (EMM補修) は本工事に含む
 ・ 排水金物は付属品共すべて撤去
 ・ 床タイル補修は建築工事とする。(和洋リフォーム工法箇所は除く)
 ・ 床排水トラップ (T5A 50A) 撤去の際、周囲のタイルはつりは建築工事とする



【改修後】 平面詳細図 1/50

[注記]
 ・ 図中濃線 (太線) 配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 ・ 床タイル補修は建築工事とする。(和洋リフォーム工法箇所は除く)
 ・ 床排水トラップ (T5A 50A) 新設の際、周囲のタイルはつりは建築工事とする
 ・ ⑩ 既設配管に接続箇所を示す